

「国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書」（平成 26 年 8 月 21 日）  
を踏まえた地籍整備の推進に向けた国土交通省の今後の主な取組の概要

### 1. 震災対応としての地籍整備の推進

東日本大震災を契機に、地籍調査の実施による土地境界の明確化が迅速な復旧・復興に貢献した教訓が得られたことを踏まえ、大規模地震の発生想定地域等において地籍調査を重点的に実施する。

- 南海トラフ地震に伴う津波による大規模な浸水想定地域において、地籍調査の前段となる官民境界の情報を国が整備する。平成 31 年度までの 6 年間で約 180 km<sup>2</sup>実施。（平成 26～31 年度） 【別添 1】
- 地籍調査が最も遅れている都市部のうち、狭小な土地が多く、複雑な権利関係等の課題を抱える密集市街地では地籍調査が特に遅れていると考えられる。このような地区では首都直下地震による被災後の迅速な復旧・復興が極めて困難となるため、密集市街地における地籍調査の実施上の具体的な課題を把握した上で、対応策を試行する。（平成 27、28 年度） 【別添 2】

### 2. 人口減少や過疎化が進む山村部での地籍整備の推進

- 土地所有者の高齢化等を背景に山村部では現地の立会が困難になりつつあるため、既存の航空写真等を活用して境界情報を迅速に確認・保存できる手法を検討する。（平成 26 年度） 【別添 3】
- 林野庁による森林境界の明確化事業の成果を地籍調査に活用するための検討を行うほか、森林の土地境界に詳しい森林組合との連携を進めるために森林組合による地籍調査の事例集を市町村等へ周知する。（平成 26 年度～）

### 3. より効果的・効率的な地籍整備の推進

- 必要な測量精度をより低コストで確保する観点から、最新技術に対応した測量方法を地籍調査に適用するための技術的検証を行い、必要となる作業準則等を改正する。（平成 27～28 年度） 【別添 4】
- GPS 等による効率的な測量技術の普及に向けたマニュアルを作成し、地方公共団体に提供するほか、各種研修等においても積極的に広報する。（平成 26 年度～）
- 地籍調査事業を包括的に委託できる制度（国土調査法第 10 条第 2 項）の一層の活用に向け、既存事例を整理して委託する業務対象をより明確にしたガイドラインを地方公共団体に提供する。（平成 26 年度）
- 地方公共団体における地籍調査以外の調査・測量成果を活用するため、それらの網羅的な情報収集の方法や用地部局等との連携方策を検討する。（平成 26 年度～）

### 4. 未着手・休止中市町村の解消

- 都道府県とも連携し、普及啓発活動を充実・強化するほか、特に必要となる市町村に対してはあらゆるレベルの働きかけを行う。（平成 26 年度～）